

## 資本関係・人的関係がある複数の者の同一入札への参加制限について

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係がある複数の者の同一入札への参加を制限します。

### 1 同一入札への参加を制限する基準

以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合。

#### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社。以下「子会社」という。)又は子会社の一方が更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社。以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- ① 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社。以下「親会社」という。)と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

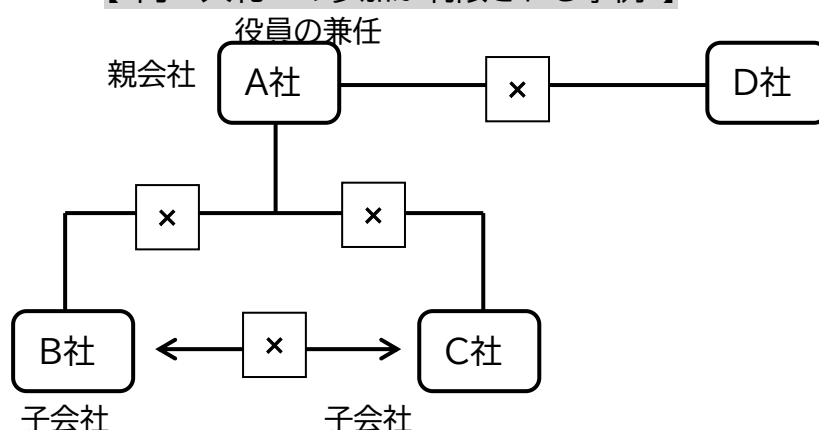
#### (3) その他の関係

上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

### 2 基準に該当する場合の取扱い

基準に該当する者のした入札は、無効として取り扱います。ただし、基準に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとします。

#### 【 同一入札への参加が制限される事例 】



- A社とB社、A社とC社は、親会社と子会社の関係であるため、同一入札案件への参加が制限されます。
- B社とC社は、親会社を同じくする子会社同士の関係であるため、同一入札案件への参加が制限されます。
- A社とD社は、A社の役員がD社の役員を兼ねているため、同一入札案件への参加が制限されます。